

|          |             |
|----------|-------------|
| 人口       | 11,957(-13) |
| 男        | 5,690(-9)   |
| 女        | 6,267(-4)   |
| 世帯       | 2,621(±0)   |
| ( )内は前年比 |             |
| (8月1日現在) |             |

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和54年8月20日 No. 125



新利根川岸(役場庁舎裏)に完成した「西共同利用施設」  
建物正面(東側)と全景



お申し込みは直接または電話で

西共同利用施設

4-2830までどうぞ

(料金については4頁に掲載)

8月号

## 全室防音・冷暖房完備の「憩の場」 西共同利用施設完成

八月二十七日オープン

完成した建物は鉄筋コンクリート平家建、建築面積五八

この八月、航空機騒音による生活環境の悪化が進むなか、住民の生活環境を守り、住民が学習・保育・休養等に気軽に利用できる環境施設を、建設が進められていた「西共同利用施設」が完成、八月二十七日開所式が行われます。

利用の際には、直接西共同利用施設にお申し込みください。

五・五八㎡で、集会室、学習室、図書室、保育室、休養室、波風呂などを備えた本格的な施設となっています。

## 第2回臨時会

### 今年も防音施設建設事業が重点

一般会計  
予算  
総額19億2,896万円に

昭和五十四年第二回臨時市議会が、七月二十五日から二十八日までの四日間の日程で開かれ、五十四年度一般会計(本予算)など五議案、専決処分、報告一件が提出され審議可決して終了しました。この結果、一般会計予算額は十九億二千八百九十六万七千円となり、前年度に比べ七、四%の減となりました。

#### 予算編成の

#### 基本方針

昭和五十四年度における国の一般会計予算の規模は、三十八兆六千一億円(対前年度四兆三千五百一十一億円、十二、六%増)であり、公債費の発行額は十五兆二千七百億円(対前年度四兆二千八百五十億円、三九、〇%増)と国債依存率は極めて高く、これにともない地方財政もまた、税制改正に

#### ＜項目別明細＞

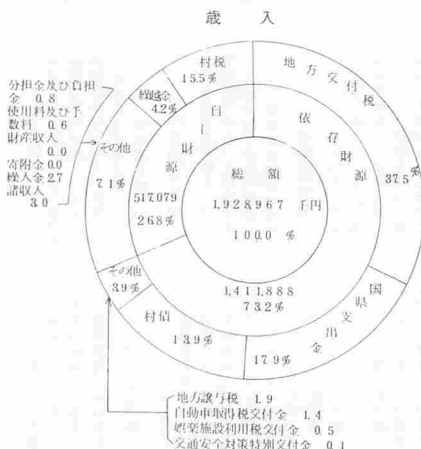
| 歳入 (単位 千円)     |           |           |
|----------------|-----------|-----------|
| 款              | 本年度予算額    | 前年度比較     |
| 1. 村 税         | 299,589   | 56,260    |
| 2. 地方譲与税       | 36,900    | 2,900     |
| 3. 娯楽施設利用税交付金  | 10,000    | 7,060     |
| 4. 自動車取得税交付金   | 26,100    | 4,100     |
| 5. 地方交付税       | 724,000   | 35,000    |
| 6. 交通安全対策特別交付金 | 987       | 247       |
| 7. 分担金及び負担金    | 15,286    | 61        |
| 8. 使用料及び手数料    | 12,336    | 1,318     |
| 9. 国庫支出金       | 287,014   | △ 354,138 |
| 10. 県支出金       | 58,287    | 21,809    |
| 11. 財産収入       | 283       | △ 666     |
| 12. 寄附金        | 1         | 0         |
| 13. 繰入金        | 51,243    | 26,243    |
| 14. 繰越金        | 81,303    | 33,303    |
| 15. 諸収入        | 57,038    | 37,052    |
| 16. 村 債        | 268,600   | △ 23,800  |
| 歳入合計           | 1,928,967 | △ 153,251 |

#### 歳入の主な内容

歳入を自主財源と依存財源とに分けてみてみましょう。河内村独自の財源である自主財源は、五億二千七百七十九千円(全体の二六、八%)

で、このうち村税は二億九千九百五十八万九千円(同五・五%)を見込んでいます。その主な収入源は、村民税と固定資産税で二億四千二百七

十五万七千円になります。このほか繰越金、諸収入、繰入金、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金があり、歳入全体の十一、三%を占めています。国や県からの依存財源は、十四億一千八百八十八千円(同七三・二%)になります。このうち地方交付税が七億二千四百万円(同三七・五%)、国庫支出金二億八千七百一十四千円(同十四・九%)、主なものは、源清田保育所防音改善補助金五千九百十五万八千



よる地方税などの増収見込額を収入に加えても四兆一千億円の財源不足を来とし、臨時地方特例交付金、資金運用部資金からの借入金、建設地方債により補てんするなど、極めて厳しい状況下にあります。

したがって、村の昭和五十四年度予算編成に当たってもこれらの状況をふまえて、国と同一基調により経済情勢に適切に対応するとともに、できるだけ財政の健全化をめざし歳入面においては過大見積りのないよう特に留意し、歳入の充実強化を積極的に推進するとともに歳出面においては、物件費など一般行政経費の削減を図り、極力その規模を抑制する一方、補助金の整理、合理化を考慮、投資的経費については、財源事情の許す範囲内でできる限り規模を確保することとし、財源の重点的かつ効率的な配分を考慮、既定経費の節減合理化による財源の念出により、節度ある財政運営を行うことを基本的な考え方として編成しました。

歳出（性質別）



円、源清田小学校防音改善補助金一億一千百七十八万五千円、長竿小学校講堂防音新築補助金四千五百二十二万二千円などです。・〇％、主なものは、老人医療費負担金七百四十一万八千円、児童福祉費負担金三百九十万九千円、社会福祉費負担金四百二十万八千円、医療福祉費補助金八百二十一万七千円、農業費補助金一千六百四十一万六千円、商工振興費四百二十六万六千円などです。・〇％、残りのは地方譲与税、県施設利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金などです。

## 歳出の主な内容

次にどのような村づくりが進められていくのか、その使いみちについてみてみましょう。

目的別にみてみますと、教育費が最も多く六億二千九十六万三千円（全体の三三、二％）が源清田小学校や長竿小学校講堂建設などの教育環境整備に使われます。民生費三億七千三百六十六円（同十九・二％）は、扶助費や共同利用施設建設・管理、源清田保育所建設工事などに使います。総務費三億二千六百五十八万三千円（同十六・九％）は主に人件費に、農林水産業費一億六千九百五十八万八千円（八・一％）は農業振興補助、畜産業のほか、水田利用再編対策関係、田園都市センター建設関係、農村総合モデル事業関係などに使われます。土木費一億三千七百七十三万八千円（同七・一％）、公債費一億二千七百六十六万一千円（五・三％）、衛生費九千九百七十七万九千円、その他の順となっています。

## <項目別明細>

### 歳出

（単位 千円）

| 款         | 本年度予算額    | 前年度比較    |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 議会費    | 60,454    | 1,694    |
| 2. 総務費    | 326,583   | 24,470   |
| 3. 民生費    | 370,036   | 161,361  |
| 4. 衛生費    | 99,709    | 4,581    |
| 5. 農林水産業費 | 169,580   | 83,557   |
| 6. 商工費    | 11,694    | 10,118   |
| 7. 土木費    | 137,730   | 43,692   |
| 8. 消防費    | 24,457    | 2,914    |
| 9. 教育費    | 620,963   | △506,345 |
| 10. 公債費   | 102,761   | 20,707   |
| 12. 予備費   | 5,000     | 0        |
| 歳出合計      | 1,928,967 | △153,251 |

# 可決された議案

## 〔議案第一号〕

河内村障害者住宅整備

資金貸付条例の制定

障害者の方とその世帯員に

対し、障害者の専用居室等を

増築または改築するため必要

な資金を低利で貸付け、障

害者とその世帯員が快適な日

常生活を営めるようにしよう

とするものです。

貸付条件は次のとおりです。

希望者は民生委員または役場

民生係にご相談ください。

① 貸付限度額

一、二八〇、〇〇〇円

② 利率 年三%

③ 償還期限 資金交付の

日の属する月の翌月から起

算して十年以内

④ 償還方法 元利均等

による月賦、半年賦または半

賦償還のいずれかによる。

ただし、繰上償還すること

は妨げない。

〔議案第二号〕

河内村老人居室整備

資金貸付条例の制定

六十歳以上のお年寄りがい

る世帯の世帯員に対し、老人

の専用居室を増築または改築

するために必要な資金を低利

で貸付け、老人と家族との好

ましい家庭生活に寄与しよう

とするものです。

貸付条件は次のとおりで、

希望者は民生委員または役場

民生係にご相談ください。

① 貸付限度額

八五〇、〇〇〇円

② 利率 年三%

③ 償還期限 資金交付の

日の属する月の翌月から起

算して十年以内

④ 償還方法 元利均等月賦

償還。ただし、繰上償還す

ることを妨げない。

〔議案第三号〕

河内村共同利用施設

使用料徴収条例の制定

使用料および使用料の減免

については別表を参照のこと。

〔議案第四号〕

河内村消防団条例

の一部を改正する条例

広域消防の河内出張所開設

にともない、河内村消防団の

団員数を現在の四三六人から

四〇〇人に削減する。

（別表） 共同利用施設使用料明細

| 施設名<br>使用人数 | 集会室   |       | 保育室   |     | 学習室   |     | 休養室 |     | 入浴料       |     |
|-------------|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----------|-----|
|             | 1日    | 半日    | 1日    | 半日  | 1日    | 半日  | 1日  | 半日  | 1日        | 半日  |
| 10人以下       | 300   | 150   | 200   | 100 | 200   | 100 | 100 | 50  |           |     |
| 11人～20人     | 500   | 250   | 400   | 200 | 400   | 200 | 200 | 100 |           |     |
| 21人～30人     | 700   | 350   | 500   | 250 | 500   | 250 | 300 | 150 |           |     |
| 31人～40人     | 1,000 | 500   | 700   | 350 | 700   | 350 | 400 | 200 |           |     |
| 41人～50人     | 1,500 | 750   | 800   | 400 | 800   | 400 | 500 | 250 |           |     |
| 51人以上       | 2,000 | 1,000 | 1,000 | 500 | 1,000 | 500 | 600 | 300 |           |     |
|             |       |       |       |     |       |     |     |     | 一般<br>200 | 100 |
|             |       |       |       |     |       |     |     |     | 老人<br>100 | 50  |

## 〔報告第一号〕

〔専決第三号〕

河内村立源清田歯科診療

所設置条例の一部改正

## 〔専決第四号〕

河内村立源清田歯科診療

所使用料等条例の制定

〔専決第五号〕  
昭和五十四年度河内村立

源清田歯科診療所事業特別  
会計暫定予算  
歳入歳出それぞれ、四百  
二十万三千円を計上しま  
した。

で。または、午後1時より午後5  
時までとする。

＜使用料の減免＞ 公益、修養等そ  
の目的が施設設置目的にそう場合  
は使用料の徴収が減免されること  
もあります。

＜使用料の額＞ 上記表のとおりで  
す。ただし、対外使用者の場合  
は上記使用料の5割増とする。  
＜使用単位＞ この場合1日とは  
午前9時より午後5時まで、半  
日とは午前9時より午後1時ま

# 河内村婦人会より切離

## 河内村交通安全母の会

去る四十一年四月、河内村婦人会と同一会長、同一会員という形で発足した河内村交通安全母の会は、この八月六日の設立総会を契機に独立、新会長に本多君子さん（長年）を迎え独自の道を歩むことになりました。

今回の独立の発端は、四月十四日の婦人会総会の席上、婦人会長の太田ことさんより今日の交通事情から見ると、独立した会長を中心活動に展開して事故のない明るい村

づくりを推し進めて行くことが必要であり、独立した会を作ることが望ましいという意見が出されたもので、総会はその採択しました。

この採択に基づき、早速再建準備委員会（七月十七日）を開催、その準備を進めてきた訳です。

交通安全母の会の主たる目的は、会員の一人一人が家庭の主婦として、まず家庭内における交通安全教育の推進者となるほか、会員相互の協力

により交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な村づくりに寄与することであり、新会の発足にあたり新会員を募集しています。

会員には三種があり、(一)普通会員：河内村に住む全家庭の主婦で会長が承認したもの(賛助会員：この会の目的達成のため賛助協力する個人及び団体、(三)名誉会員：本会に対し特に功労があった者、または学識経験者で理事会で推進した者となっています。入会の申し込み、そのほか会の詳しい内容については、中央公民館にお問い合わせください。



「炎天下の運搬ご苦労様。冷たい水水をどうぞ。」  
「どうもありがとう。」「目が醒めるよ。」

8月8日。6号国道牛久沼畔で行われた母の会の水水の接待。これも事業のひとつです。



電話のマナーシリーズ  
ベルがなってもなかなか出ないのは、玄関先でお客を待たせるようなものです。すぐ出て「○○です」と名乗りましょう。

9/10・16日は

## 暮らしの静脈を大切に

全国下水道週間です。  
炊事、洗面、洗たく、トイレ！ 私たちの暮らしに一日たりとも欠かせない水。

私たちは、毎日、いろいろな用途に水を使っていますが、その使った水の最後末をするのが「下水道」です。汚水がたまたま、カやハエの発生しない環境をつくり、水洗トイレの使える衛生的で快適な暮らしを支えるために、なくてはならぬ役割を果たします。

全国的下水道普及率は五十四年度現在で二・六％、茨城県は六・六％と全国平均よりもかなり遅れています。

今後、河内村では、長期的展望に立った「公共下水道計画」のもとに、住みよい河内村を作る準備を進めてまいります。

世界の主な国の（下水道利用人口＝％）昭和52年度  
下水道普及状況（総人口）

|           |          |
|-----------|----------|
| イギリス 94%  | 西ドイツ 79% |
| オランダ 90   | アメリカ 71  |
| スウェーデン 80 | 日本 26    |

※日本は現在、第4次下水道整備5か年計画を実施中で、55年末には普及率40％になる見込みです。



9月1日  
防災の日

地震からあなたを守る

ふだんの備えと心構え



地震のときはたなの上の物も危険（同年6月の宮城県沖地震。  
マグニチュード7.4）

「地震・雷・火事・おやじ」  
ある日、突然、何の予告もなしに襲ってくる地震の恐ろしさは昔も今も変わりありません。わたしたちは、地震の発生そのものを防ぐことはできませんが、被害を最小限にいくいとめることはできます。そのためには

地震に対する正しい知識を持って、日ごろから、いざというときの物心両面での準備を怠らないようにすることです。  
九月一日は「防災の日」です。この機会に、あなた自身の防災対策を「再点検」してみましょう。

地震が起こるのを前もって知ることができれば……これは、地震国日本に住むわたしたちの長い間の夢でした。ところで、その夢が現実になろうとしているのです。地震は、地球をおおっている岩石の大規模な破壊現象ですが、岩石はいきなりこわすのではなく、わずかな破壊から始まります。つまり、大規模な地震が発生する時には、小さな地震が数多く起こったり、地震の波動が見られるなど、大なり小なりいくつもの前兆現象が生じます。これらの前兆現象を観測することによって、いつ、どこで、どのくらいの規模の地震が発生するかという「地震の三要素」について、おおよその見当をつけることができます。これが、地震の早期発見——地震予知です。

## 地震予知と

## わたしたちの暮らし

このため、国は、東海地域をはじめとし全国的に地震予知の観測・研究を実施するなど予知技術の向上に努めています。この結果、マグニチュード8程度の大型地震に地震については、ほぼ予知できるまでになりました。このような地震予知技術の向上を背景に、昨年、大規模地震対策特別措置法が制定されました。この法律は、いさば、地震予知情報を防災対策に生かす、地震からわたしたちの生命を守り、財産の被害を少なくしようというものです。なお、地震予知は、やと実用化のメドがつかはした段階であり、〇〇確実とはいえず、恐ろしい地震の災害を少しでも防ぐために、国は地震予知体制の充実を図りながら、地震に強い国づくりを目指しています。

これだけの備えは  
ぜひ必要

天床や壁に取り付けられた照明器具、額、時計、装飾品などは地震時には、降る凶器になります。



下物、ガラスの破片で思わぬ負傷をすることがあります。留め具などの点検をお忘れなく。

室内の有効利用でスペースを  
広く——とばかり物を上へ上へ

**家具類は壁や柱に固定**

洋服ダンスや本棚、食器棚などが倒れたり、棚のものが落ちてきて死傷者を出すケースがあります。これらの家具は字型の金具などで柱や壁にしっかりと固定しましょう。

家具の中でも、がん丈で大きな



なテーブルや食卓、机などは安全で、いざというとき、これらの下にもぐりこめば、家具の転倒や落下物から身を守ることが出来ます。

可燃物は安全な場所に

不意に襲う地震の恐怖は、清火の手を遅らせがちです。延焼の原因となるような可燃物・灯油・食用油、ベンジン、ヘアスプレー、殺虫剤、塗料など燃えやすい日用品は、火を使う器器から遠ざけて、しっかりとふたや栓をして安全なところに保管しましょう。



消火器は、せびとも備えておきたいもの。また、ふだんからバケツに水をくんでおいたり、いつも風呂に水を張っておくこと、いざというときに役立ちます。

そろえたい救急医薬品

災害時には、負傷したり、やけどを負ったり、煙で目をやら

グラブときたとき、家族全員が  
あわてず行動できるよう、ふた  
んからよく話し合い、それぞれ  
の行動分担を決めておきまし  
よう。

しゅう

また、避難場所を決め、家族がバラバラになったときなどの連絡方法も、ふだんから打ち合わせしておきましょう。



電気、ガス、水道が、時的にせよ止まったり、避難場所によつては、食糧などの供給がすくなく、ときには生活がままならず、最低限の避難生活を送るための準備も怠ることはできません。そのため、いざというときの非常用持ち出し袋を作つて、必要なものを入れておきましょう。

ライタイター、固型燃料▽トランジスタラジオ▽飲料水、水筒、びん品のミネラルウォーター▽食品料品▽乾パンやかん詰め、賞品、かん切り▽下着類、手ぬぐい、ビニール、ふろしき、寝袋▽救急医薬品▽赤ちゃんとのおもちゃは、ミルク、おしめ、など、なお、お現金や預金通帳、インコなどの貴重品類は、いざと



れたりします。そんなときのために、次のような救急医薬品を用意しておくと便利です。

キズ薬、消毒薬、目薬、胃腸

薬、脱脂綿、はんそうこう、包帯、三角布——など。

また、応急手当の方法も身につけておきましょう。



## 虫などに刺されたとき

夏は山や海に出かける機会も多く、子供たちが夢中で遊んでいる間に、虫などに刺されたりすることがあります。虫刺されの「応急処置」についてみてみましょう。

ハチ、アブ、毛虫などに刺されたとき

刺された後に「毒針」や毛が残っていることがあります。かゆいからといって、すぐかいたりしてはいけません。まず、ピンセットで虫たちの残したものを取り除いてからアロンモニア水をつけておくとよいでしょう。



かゆみがひどいときは、抗ヒスタミン軟こうか、調剤皮膚ホルモン入り軟こうをぬって冷やしましょう。ただし、

かゆみがひどいときは、抗ヒスタミン軟こうか、調剤皮膚ホルモン入り軟こうをぬって冷やしましょう。ただし、かゆみがひどいときは、抗ヒスタミン軟こうか、調剤皮膚ホルモン入り軟こうをぬって冷やしましょう。ただし、かゆみがひどいときは、抗ヒスタミン軟こうか、調剤皮膚ホルモン入り軟こうをぬって冷やしましょう。ただし、

## 『子ども相談シリーズ』

### 『子どもの遊び』

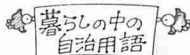
子どもにとって遊びは生活のすべてであり、遊びを通して成長するものです。

- 自発的であり自由です。
- それ自身が目的です。
- 「遊びの効用」
- 身体的な発達—筋肉など
- 知的な発達—創造力など
- 社会的な発達—協力など

- 人格的な発達—忍耐などを促します。
- 「ポイント」
- 大切な遊びを十分にさせましょう。
- できるだけ家から出して友だちと交わらせることが大切です。
- 適当な遊具を与えることも必要です。

—児童相談所提供—

## 地方消費税 (仮称)



国債依存もその消化が限界にきたといわれる最近の財政ですが、最大の課題は財政構造の健全化だといわれています。昨年末の税制調査会の答申でも、新設の地方団体の配分については地方消費税(道府県税「仮称」として配分するのが適当であるという見解が示されています。それとともに、地方消費税を創設する際には、都道府県、市町村間の税源配分の見直しも行うべきだとされています。

予算編成では、歳入の合理化と一般消費税の導入が当然の焦点になると思われます。ところで、一般消費税という国税の問題と考えられがちですが、仮に実施されることになった場合は、国・地方を通じる税法体系の



# 特別弔慰金支給法が改正に

〔改正点〕

昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金などの受給権を有している者がなくなつたもの。

また、この権利の消滅時効は、昭和五十七年五月三十一日で成立します。

〔支給要件〕

(1) 昭和五十四年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に公務扶助料、遺族年金などの受給権を有している者がなくなつたもの。

(2) 昭和二十一年二月一日に勅令第六十八号により軍人、海軍人等、その恩給を停止されたが、一部の文官

の遺族（旧陸海軍部内の判任文官等の遺族）には、文官扶助料を停止されることなく支給されていたため、遺族援護法等が適用されなかつたが、今回、当該文官扶助料の受給権を有している者がなくなつたもの。

(3) 昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年四月一日までの間に、弔慰金の受給権のみを取得したとみなされるもの。

以上、請求手続きその他については、住民課援護事務担当までお問合わせ下さい。

「ご存知ですか」

## 「特定犬制度」

ここ数年、全国的に猛獣及び犬による人の咬殺事件が発生しています。

そこで、茨城県では、今回犬などによるこのような事故を防止するため、「動物の保護及び管理に関する条例」を定め、指導、規制することにしました。

〔特定犬の指定〕

(1) 生後九カ月以上の秋田犬

(2) 十歳に短縮されています

(3) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(4) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(5) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(6) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(7) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(8) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(9) 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

(1) 危険防止のため、必ず「オリ」構造の犬舎の中で飼育すること。

(2) 「特定犬」の標識を人の見やすい所に貼っておくこと。

(3) 犬は、健康、危険防止のため、一日二時間以上のひき運動が必要である。

例は、九月一日より完全実施され、違反した犬は罰せられます。このほか、犬を飼われている方、危険防止のため放し飼いは絶対に止めましょう。犬についての相談は、竜ヶ崎保健所または、役場保健衛生課にどうぞ。

### 国民年金の知識 ⑤

現在、わが国には、国民年金や厚生年金、各種共済組合など八つの「公的年金制度」があります。そして、国民の誰もが、いずれかの年金制度に加入することになっています。

これらの年金制度から老後の年金（老齢年金）を受けるためには、それぞれの制度に、一定期間加入していることが必要です。

ところが、わが国の年金は、職域などによっていくつかの制度に分かれています。一つの制度の加入期間だけで

### 通算老齢年金

それは、年金を受けるために必要な資格期間を満たすことができない人も出てきます。

たとえば、会社勤めから商店経営などに、転職したような場合、厚生年金と国民年金の二つに加入したことになります。

期間以上あれば、通算老齢年金が支給されるというものです。通算老齢年金を受けることができるのは、次のような場合です。

① 国民年金の保険料を納めた期間と他の公的年金の加入期間の合計が二十五年以上あること

② 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

③ 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

④ 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

⑤ 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

⑥ 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

⑦ 国民年金以外の公的年金の加入期間の合計が二十年以上あること

ドライバーの八五%が、いざというときの「命綱」を無視している。日本自動車連盟が昨年九月、全国三十四カ所の主要高速道路で行った調査によると、シートベルトの着用率はわずか一五%。

「たかが一本のベルトへさい」と思いがちですが、シートベルト



トを着用していれば、死亡事故も十人のうち九人までが助かるという警察庁のデータもあります。ドライバーのみなさん、くれぐれもご注意を。

八月は、シートベルト着用推進運動が全国的に行われます。

## 一次、二次衝突を防ぐ

シートベルトを着用しているば、なぜ安全か。

自動車事故による死傷は、まず衝突のショックで車内のハンドルやフロントガラスにぶつか

って発生する場合（一次衝突）と、車のドアなどから外にはう

り出されて路面や障害物に激突して起きる場合（二次衝突）の通りあります。

これらの死傷事故からあなたを守るのがシートベルトです。

警察庁の調べによりますと、死亡事故の約八割は頭部・顔面

首筋の損傷が原因となっています。

この点、シートベルトは「体の上部を保護する」目的で作られていますから、一次、二次の被害を最小限に食い止めることができるのです。

旅客機に乗って「シートベルトは面倒くさいから」といって着用しない人は多いでしょう。自動車に乗るときも、同じように考えたいものです。



## 着用体験記

### わたしはシートベルトで助かった

夜中の一時、雨の中を時速四〇キロぐらいで走行中の出来事でした。前の車が右に寄ったので、道をゆすつてくれたのだと思い、左から追い越し

をかけた。しかし、道が思ったより狭い上に、路肩がヌカミになっていたため、

### 70メートル転落で命拾い

北浦 利和（大阪府、学生、21歳）



度、度と激しいショックに襲われました。この時、体が外へ外へとはり出されそうになるのがよく分かりました。もし、おたしが、点式、助手席の友人が三点式のそれぞれシートベルトをしていなかったら、

後輪をとられてスピニング状態となり、アツという間に後ろから道路下に転落してしまいました。

「しまった」……その瞬間、カーンという音が出て、度、

つたら、間違ひなく外に投げ出されてしまった。落ちたところは、ヒドメートルもある深い谷底で、車は前も後ろもベチャコンコになり、窓ガラスはみんな割れていました。運よく前の座席の空間が残ったお陰で、人とも助かったのだです。

傷の方も、週間で退院。確かに運もよかったです。しかし、それだけではありません。運プラス・シートベルトが、わたしの生命を守ってくれたのです。

運は自分で呼ぶもの、つまりシートベルトあつての運といえるでしょう。

# 気軽に入浴をどうぞ

## 『移動入浴車スタート』

### 『寝たきり老人・身障者用』

このたび、老護老人ホームとかく事故が伴いがちです。ム「松風閣」では、社会福祉対策の一つとして、寝たきり老人や在宅身体障害者のみなさんが長い間フロに入れないでいる悩みを解消するため、移動入浴車を導入、巡回活動を開始したところ、近隣の在宅患者のみなさん方に大好評を博しています。

老人や障害者の入浴には、松風閣」

## 第9回 稲北地区身障者スポーツ大会 参加者募集 (メ切は九月二十日)

係では、十月二十一日に阿見中学校校庭で行われる稲北地区身障者スポーツ大会への参加者を募集しています。毎年行われるこの大会ですが、例年同じ顔ぶれ

の方々だけの参加で終わってしまう傾向が強く、寂しく感じられてなりません。ぜひ、今回の大会には、より多くの方々が参加され、盛大なスポーツ大会となります。

よう、みなさんの参加申込をお待ち致しております。参加申込は、九月二十日までに役場民生係までご連絡ください。

電話(4)2111内線43番

昭和五十五年歌会始

### お題は『桜』

(注) 花木の桜ですが、花と詠むことはふさわしくありません。

#### ◇詠進歌の詠進要領

一、自作の歌で一人一首(未発表のものに限る)

二、用紙は、半紙(習字用の半紙(白紙)がよい。)とし、毛筆で自書してください。

三、病氣または身体障害のため毛筆で自書することができない場合には、代筆でも差し支えありませんが、代筆の場合は、すべてその理由を書いた別紙を添えてください。

なお、盲人の場合は、点字で詠進しても差し支えありません。

四、書式は、半紙を二つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に郵便番号、住所、氏名(本名、ふりがなつき)、生年月日および職業(なるべく具体的に)を書き添えてください。(書式図参照)

無職の場合は、単に「無職」と書いても差し支えありませんが、以前に職業に就いたことがある場合にはなるべく元の職業を書いてください。

なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。

(書式図)

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 職業 | 氏名   | 住所 | 郵便番号 |
|    | ふりがな | 年  | 月    |
|    | 日生   |    |      |

(約33センチメートル)

### 役立っている

## みなさんの簡易保険

みなさんのお掛けになっている簡易保険の掛金は、学校などいろいろな公共施設の建設等に大きく役立っています。この7月に完成した河内中学校防音校舎(下の写真)の建設にも9,670万円の還元融資を受けています。



◇詠進の期間 本年九月一日から十月十一日まで(当日消印有効)

◇郵便のあて先 〒100 東京都千代田区千代田一 一 宮内庁 (詠進歌と書き添えてください。)

(約24センチメートル)



## お知らせ

### 八月の納税

- 村民民税 2期  
○国民健康保険税 3期

## 重度後遺障害者 介護料支給の案内

自動車事故対策センターでは、昭和54年8月から、自動車事故による後遺障害者のうち、特に重度の精神神経障害のため、常時介護を必要とする者のご家族のご負担を軽減するため、介護料を支給することになりました。

＜介護料の額＞1日につき3,000円  
(自宅で見守り等以外の者の介護を受けている場合は、1,500円)

＜支給期間および支払期日＞

- (1) 申請書を受理した日から支給すべき事由が消滅した日まで
  - (2) 毎年3月、6月、9月及び12月の4回に分け、3ヶ月分ずつ
- ※なお、支給要件、資格認定等詳しくはお問合せは下記にどうぞ。

〒310 水戸市泉町1 6 26

TEL (0292) 26-0591

自動車事故対策センター

茨城支所業務課長 まて

## 郷土産業写真コン クール作品募集

茨城県では、郷土産業の姿や県産品の生産・加工、販売の情景を郷土色豊かに写し、広く県民の方々に紹介するのふさわしい作品を募集しています。

＜応募作品＞

○第1部、白黒の単写真 第2部、カラープリントの単写真、第3部、組写真(白黒、カラーいずれも可)

○作品のサイズ 白黒、カラープリントの単写真は6ツ切以上、組写真はキャビネ以上とする。(組写真は台紙に貼りつけること。)

＜応募資格＞ 県内に住所または職場(学校)を有すること。

＜応募期限＞ 昭和54年9月30日必着のこと。

＜応募・お問合せ先＞

〒310 水戸市三の丸1-5-38

茨城県商工労働部

商工企画課 へどうぞ

## 新有権者 感想文募集

茨城県選挙管理委員会  
新有権者の政治や選挙に対する意識の高揚を図ることを目的に、新有権者としての感想、または選挙を経験したことによる地方自治や国政への参加について感じたことなどの感想文を募集します。

＜応募資格＞ 昭和34年1月1日から昭和35年12月31日までの間に生まれたもの。

＜受付・締切期日＞ 昭和54年9月1日より受付開始。昭和54年10月31日(水)締切(当日消印有効)

＜字数＞ 2,000字以内(400字詰原稿用紙5枚以内)

＜応募・お問合せ先＞

水戸市三の丸1-5-38 県庁内  
TEL (0292) 21-8111 (内線563)

茨城県選挙管理委員会

## “新たな希望と喜び”

昭和55年度

土浦高等技能専門校生徒募集

＜募集内容＞

◎普通訓練課程(高卒以上)

電気工学科 30名

電子機器科 20名

自動車整備科 40名

洋裁科 20名

＜訓練期間＞

1カ年 4月入学 翌年3月修了

＜受付期間＞

昭和54年10月1日(月)～

11月21日(水)

＜選考＞ 方法及び期日

昭和54年11月28日(水)

面接、身体検査、筆記試験(国語、数学)

＜申込方法＞ 入校願書(用紙は専門校または職業安定所にあります)に記載のうえ、専門校または最寄りの職業安定所にお申込みください。

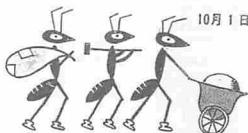
※その他、詳しいことは

土浦市大字中村西根

県立土浦高等技能専門校

TEL (0298) 41-3551

にお問い合わせください。



10月1日

昭和54年 就業構造基本調査

昭和54年度

## 2等陸・海・空士 募集

陸上・海上・航空自衛隊では貴方の若い力を待っています。

お申込・お問合せは土浦市富士崎町 鈴木ビル2階

TEL (0298) 21-6986

自衛隊地方連絡部 土浦募集事務所へどうぞ